

【用語】 郷例―村の旧来のしきたり 猥ニ―勝手に、規則を無視する
馬士―馬子、馬方 宿引―宿泊客を勧誘すること 諸色―ここでは物
価の意 下直―安価 法度―法令、禁令 公儀―幕府 下知―上から
下へ指図すること、命令

【解説】 江戸時代の村落社会は、五人組帳前書をはじめとする法度・
触書など、いわゆる領主法によって規制を受けていた。一方、村落内
部では村民自らの利害、生活の保全、村の秩序を維持するため自発的
な村法が作られた。これは村掟・村極・村議定などと呼ばれ、村の慣
習などを成文化したものが多かった。古くから温泉地として知られる
吾妻郡草津村でも、温泉社会の維持と生活を確保するため、村中定あ
るいは郷例掟と呼ばれる村法があった。元文五年（一七四〇）九月の村
中定は、湯治人・湯宿・客の引き付け・ばくち・火の用心など一五カ
条におよび、温泉社会の生活全般にわたって規制していた。しかし、
温泉稼ぎが主な収入源の草津村は、湯治客の多少が死活問題につな
がったため、温泉宿では客の勧誘が強引に行われるようになり、それ
が温泉社会の秩序を乱すことになった。

この安永六年（一七七七）の湯治人郷例掟帳は、先の村中定が遵守さ
れなくなってきたことから、それを改正し強化したものである。八カ
条からなるが、全文を通して湯治客の引き付け競争を厳しく規制して
いることがうかがえる。しかし、この客引きをめぐる争いはあとを絶
たず、草津村では文化十二年（一八一五）村の入口に番所を設置して取
り締まることになった。